

要否判定事前協議申出書添付図書一覧

茨木市都市整備部審査指導課開発審査係
電話 072-622-8121 内線2926,2927

[様式第1号] 事前協議申出書2部(正副用)それぞれに下記の書類を添付し、提出してください。(事前に下見で1部提出してください。)

	添付書類	開発	宅造	縮尺	表示すべき内容・備考
①	位置図	○	○	1/2500以上	方位、開発予定地(赤で着色)、 周辺土地利用状況(予定地中心半径約300m)
②	現況図	○	○	1/500以上	方位、開発等の区域(朱線で表示)、境界土地の地番、 形状及び断面、接道道路の種類・名称・幅員、 公共施設及び都市計画施設の位置及び形状
③	土地利用計画図	○	○	1/500以上	方位、開発等の区域(朱線で表示)、計画公共施設の位置、 予定建築物の用途、敷地形状及び規模、建築敷地境界線、 接続道路の種類・名称・幅員、道路後退線、 建物用途別延床面積及び全体延床面積
④	排水計画平面図	○	○	1/500以上	方位、開発等の区域(朱線で表示)、放流先の位置・名称、 雨水・汚水管等の経路、雨水・汚水樹の設置位置
⑤	造成計画平面図	○注1	○	1/500以上	方位、開発等区域(朱線で表示)、 切土・盛土の色別表示、がけ・擁壁の位置形状、見え高、 縦横断線の位置と記号、宅地の計画高
⑥	造成計画断面図	○注1	○	1/500以上	注1: 造成行為がない場合、土地利用計画図に「切盛土なし」と記入をしてください。(添付不要)
⑦	地籍図	○	○		区域を赤で囲み、黄色で着色してください。
⑧	土地登記簿謄本	○			
⑨	質の変更がないことを証する書面	○注2			注2: 登記地目が宅地、雑種地以外の場合は、次のいずれかの資料を添付してください。 ・固定資産証明書(資産証明書) (過去3年分宅地課税である証明。市民税課で発行。) ・農地転用受理通知書 又は 土地現況証明書 (農地転用時は3年以上前のものとする。)
⑩	予定建築物の平面図・立面図	○注3	○注3	1/100 又は 1/200 以上	注3: 宅地分譲の場合は不要です。
⑪	公共施設現況表	○注4			注4: 再開発型開発行為の場合に添付が必要です。 (様式あり)
⑫	委任状	○	○		代理人が申し出る場合に添付してください。(押印要)
⑬	その他必要と認める図書	○	○		特に指示があった書類等 ()